

Ⅲ. 監査の結果と意見（総論）

以下に記載した監査の結果と意見において、監査人が、関連する法令又は規則、規程等に照らして改善する必要があると判断したものは「指摘」としており、経済性・効率性・有効性などの観点から改善する必要があると判断したものは「意見」としている。

1. 出納整理期間における資金移動処理

(1) 出納整理期間について

地方公共団体の会計年度は各年の3月31日をもって終了するが、地方自治法第235条の5（出納の閉鎖）の規定には、「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」という文言があり、この4月1日から5月31日までの2か月の期間を出納整理期間という。出納整理期間は、会計年度末までに確定した債権・債務について、現金による整理を行うために設けられたものである。

出納整理期間は、前会計年度中に確定した歳入の調定又は支出負担行為について、未収及び未払となっている現金出納のみを整理する期間である。したがって、新たに前年度分の歳入調定や支出負担行為を行うことは認められていない。前会計年度末までに確定した債権債務について、5月31日の出納閉鎖により歳入歳出の収支を確定し、歳入歳出決算書が作成される。ただし、未収・未払の整理だけではなく、地方債の発行などの財務取引も出納整理期間中に行われることがある。

このように、出納整理期間中は前年度と現年度の会計処理が併存することから、会計処理に係る誤謬^{ごびゅう}や不正のリスクが高くなる。このため、適切な区分による会計処理を行うことに十分留意する必要がある。

(2) 出納整理期間中の資金移動の問題点（指摘）

以下の表のとおり、基金に関して出納整理期間中には多額の資金移動（資金の繰出し（基金から一般会計への資金支払）又は繰戻し（一般会計から基金への資金戻入れ）、以下「資金移動」という。）が発生している。監査の過程において、出納整理期間中の基金に関する資金移動について、預金通帳や基金の現金出納帳との突合を行った。

この結果、以下の表のうち2つの基金、No.16のふるさと雇用再生特別基金及びNo.17の緊急雇用創出基金（商工労働部）に関しては、支払に係る承

認文書である「支出負担行為調書・支出命令書（基金）」に記載された資金移動の対象年度と、基金台帳や基金残高の帳票に不整合がみられた。

「IV. 監査の結果と意見（個別基金の管理及び運用状況）」に記載したとおり、これは、出納整理期間中に基金と一般会計の間で平成 22 年度に係る資金移動と平成 23 年度に係る資金移動が行われているが、「支出負担行為調書・支出命令書（基金）」では全額平成 23 年度の取引と記載されており、それぞれの帳票の年度区分に齟齬があったものである。

「支出負担行為調書・支出命令書（基金）」は、資金移動に係る決裁及び承認文書であり、当該文書と実際の資金移動対象年度が異なることは、内部統制上、重要な問題であると考え。今後はこのようなことが発生しないように、十分な再発防止策を検討すべきであると考え。

（注）詳細はIV. 16. ふるさと雇用再生特別基金、17. 緊急雇用創出基金に記載

前述のとおり、出納整理期間中の資金移動は会計処理に係る誤謬や不正のリスクが高くなるため、適切な区分による会計処理を行うことに十分留意する必要がある。したがって、出納整理期間中の資金移動に当たっては、移動に係る承認文書（この場合は「支出負担行為調書・支出命令書（基金）」）において、対象とする年度を明確に記載し、取引内容の記録を適切に行うべきであると考え。

（単位：円）

No.	基金名称	H23.3.31 当初残高	出納整理期間中の資金移動		H23.5.31 最終残高
			一般会計繰出	一般会計繰戻	
1	財政調整基金	6,088,928,503	964,000,000	1,000,000,000	6,124,928,503
2	減債基金	44,576,677,816	6,471,417,000	3,383,570,000	41,488,830,816
3	社会福祉施設等整備基金	5,028,485,005	0	0	5,028,485,005
4	公共施設等維持補修基金	503,895,981	0	0	503,895,981
5	原子力防災対策等基金	3,855,247,741	40,298,000	34,781,000	3,849,730,741
6	緊急経済雇用対策基金	1,524,100,626	0	0	1,524,100,626

No.	基金名称	H23.3.31 当初残高	出納整理期間中の資金移動		H23.5.31 最終残高
			一般会計繰出	一般会計繰戻	
7	地域活性化及び生活対策基金	9,323,061,872	0	9,924,000	9,332,985,872
8	高校生修学支援基金	170,126,138	0	0	170,126,138
9	土地取得基金	6,321,258,098	0	0	6,321,258,098
10	原子力発電所立地地域振興基金	6,355,057,916	0	0	6,355,057,916
11	市町村振興基金	18,874,926,127	0	89,476,792	18,964,402,919
12	難視聴地域解消基金	150,000,000	0	0	150,000,000
13	発電用施設周辺地域振興基金	2,853,060,088	1,302,894,856	1,586,784,705	3,136,949,937
14	県民活動支援基金	159,000,000	0	0	159,000,000
15	企業立地資金貸付基金	4,408,841,341	0	0	4,408,841,341
16	ふるさと雇用再生特別基金	2,055,693,667	19,125,290	222,003,650	2,258,572,027
17	緊急雇用創出基金 (商工労働部)	8,450,897,498	104,097,933	855,441,352	9,202,240,917
	緊急雇用創出基金 (保健福祉部)	489,349,868	0	30,897,923	520,247,791
	小計	8,940,247,366	104,097,933	886,339,275	9,722,488,708
18	美術品等取得基金	724,920,000	0	0	724,920,000
19	高等学校等奨学資金貸与基金	715,725,000	0	0	715,725,000
合計		122,629,253,285	8,901,833,079	7,212,879,422	120,940,299,628

(3) 基金台帳及び基金現況報告書等への記載方法（意見）

前述の「ふるさと雇用再生特別基金」及び「緊急雇用創出基金（商工労働部）」の2つの基金に関して、出納整理期間の調整後の平成22年度末の基金残高について、基金台帳で確認しようとした。しかし、基金台帳は平成22年度の基金残高を確定せずに、出納整理期間の資金移動が移動日ごとに記載されているため、年度末の基金残高と一致する残高金額は記載されていない。

基金の期末の基金残高を明示する帳票としては、福島県財務規則第163条に定める基金現況報告書（第104号様式）、また、同規則第164条に定める基金運用状況調書（第105号様式）があり、それぞれ決算年度末現在高を記入する欄がある。これら2つの帳票の決算年度末現在高は、年度末時点での基金残高に一致しているが、いずれも年度末の残高が記載されているのみであり、基金台帳や現金出納帳と直接照合できる残高は記載されていない。

これらの帳票への記載は福島県財務規則に従ったものであり、その限りでは問題はないが、担当者以外の者による事後確認は容易ではない。一方で、自治体の会計処理は複式簿記に基づくものではないため、必ずしも帳簿間の整合性を求められるものではないものとする。

しかしながら、出納整理期間中の資金移動は誤謬等^{ごびゅう}のリスクが高い取引であるため、事後チェックがしやすいように、それぞれの帳票間の不一致の原因である出納整理期間の資金移動の総額が一覧できるようにすることが望ましいと考える。例えば、総務部財政課所管の基金に関しては、基金現況報告書に備考欄を設けて、そこに^{ごびゅう}出納整理期間の資金移動額を記載している。これは、財務規則に定める様式では求められていないものだが、事後チェックへの対応のみならず、担当者の上位職者や業務を引き継いだ者が取引内容を理解しやすくするためにも、このような記載が望ましいものとする。

出納整理期間の誤謬等^{ごびゅう}のリスクに対応するという内部統制の見地からは、このようなわかりやすい記帳を行うことが望まれる。すなわち、基金現況報告書又は基金運用状況調書に備考欄を設けるなどにより、出納整理期間の資金移動を明記するということである。

2. 基金の資金運用と有効活用

(1) 減債基金（特別会計分）の資金運用（意見）

減債基金（特別会計分）は平成 22 年度末時点で 28,362,898 千円あるが、有価証券運用残高は 5,997,400 千円と全体の 21.1%にとどまり、残額は預金で運用されている。預金残高は譲渡性預金と大口定期で運用されているが、期間は 2 か月から 6 か月であり、金利も 0.1%を下回っている。

一方、有価証券の運用対象は 10 年物の新発地方債であり、平均金利は 1.19%となっている。これは平成 22 年の大口定期平均金利 0.059%の約 20 倍である。減債基金（特別会計分）は県債の償還財源として保有する資金であり、県の資金繰りの安全弁であるため、一定の流動性確保は必要だが、直近 5 年間での最大の減債基金（特別会計分）の取崩額が 40 億円であることを鑑みると、283 億円の資金の有効活用のためには、より高い金利収入が得られる有価証券運用額を増加させる必要があると考える。

また、現状では債券運用額が期末の基金残高見込額及び翌年度以後の償還予定額等を基準として決定されるが、この際の算定基準の透明性を高めるとともに、年度末の資金状況に応じて追加購入する余地を残すなど、機動的な購入ができるようにすることが望ましいと考える。

さらに、現在の債券運用額と運用対象銘柄の決定に当たっては、運用目的で取得した債券の償還金を、将来の県債償還予定額に充当するという観点で十分ではないため、この点を考慮した上で効率的かつ効果的な運用を行うべきである。

(2) 基金の目的事業の速やかな実施又は利用促進（意見）

以下の基金は、基金残高に比して最近 5 年間の目的事業に対する取崩し実績が少ないため、目的事業の速やかな実施により、基金の有効活用を図ることが望ましい。

基金名称	設置年度	基金管理権者		H22 年度末 残高(百万円)	内容
公共施設等維持補修基金	H13	総務部	財政課長	503	目的事業の速やかな実施 及び基金の有効活用
原子力防災対策等基金	H14	総務部	財政課長	3,849	

基金名称	設置年度	基金管理権者		H22 年度末 残高(百万円)	内容
緊急経済雇用対策基金	H14	総務部	財政課長	1,524	目的事業の速やかな実施 及び基金の有効活用
地域活性化及び生活対策基金	H20	総務部	財政課長	9,332	
発電用施設周辺地域振興基金	S56	企画調整部	企画調整課長	3,136	

以下の基金は、基金残高に比して最近5年間の目的事業に係る貸付け等の実績が少ないため、基金の利用促進活動を積極的に行うことが望ましい。

基金名称	設置年度	基金管理権者		H22 年度末 残高(百万円)	内容
難視聴地域解消基金	S44	企画調整部	企画調整課長	150	基金の利用促進
企業立地資金貸付基金	S57	商工労働部	商工総務課長	4,408	

3. 基金現金の管理状況

(1) 基金現金の管理の概要

基金に属する現金は、出納保管を歳計現金の例により会計管理者が行うこととされている。この定めにしたがって、出納局が各基金管理権者からの通知に基づいて、确实かつ有利な方法により保管運用することとされている(地方自治法第241条、福島県財務規則第160条)。

出納局における基金現金の管理は次のような流れで行われている。

《年間保管方針の策定》

基金自体には会計年度の区分はないが、普通会計からの繰入れ繰出し等を通じて、会計年度毎に残高が大きく変動するため、会計年度単位で保管方針を定めている。

- ①策定期間 会計年度末(3月上旬～下旬)

- ②策定内容 預金先金融機関、預入額、預入方法等
- ③決裁権者 会計管理者（ただし、知事の了解を得る）

《出納》

基金管理権者から収入調書及び支出命令書等の提出を受け、出納局で内容を審査した上で、収入及び支出の手続を行う。なお、これらの資金出納は、全て基金ごとに開設している普通預金口座を通じて行う（福島県財務規則第 162 条、昭和 41 年 2 月 22 日付 41 出納長・総務部長連名通知「基金に属する現金の取扱について」）。

《運用》

基金管理計画及び年間保管方針に基づき、金融情勢に配慮しながら運用する。特に、指定金融機関に対して設定する預金は一定の範囲で運用することとしている。また、平成 23 年度からは複数の基金の資金を合算して運用する「基金の一括運用」を実施している。

(2) 基金現金の管理状況の監査結果

前述した基金現金の管理状況について、出納局における運用先の承認手続及び資金の預入れに関する妥当性を確かめるために、平成 23 年 3 月 31 日現在の余裕資金に係る運用先の決定プロセスについて、関連する帳票等に基づいて検証した。

その結果、基金現金の資金運用管理のうち預金での運用に関しては、関連する法令、規則、規程等に基づいて適切に管理されており、また、経済性・有効性・効率性の観点からも、特に指摘すべき事項はなかった。

4. 個別基金の管理状況等のまとめ

個別基金の管理状況に関して、その監査結果を一覧表に取りまとめると以下のとおりとなる。

(単位:百万円)

No.	基金名称	基金の種類	設置年度	基金管理権者	H22年度末 残高	監査結果	内容
1	財政調整基金	積立基金	S39	総務部 財政課長	6,124	特記事項なし	
2	減債基金(一般会計分)	積立基金	S62	総務部 財政課長	13,125	特記事項なし	
	減債基金(特別会計分)	積立基金	H16	総務部 財政課長	28,362	指摘・意見	・資金運用について要検討(意見) ・運用益の基金への繰入(指摘) ・減債基金運用益の帳票管理(意見)
3	社会福祉施設等整備基金	積立基金	S41	総務部 財政課長	5,028	特記事項なし	
4	公共施設等維持補修基金	積立基金	H13	総務部 財政課長	503	意見	・目的事業の速やかな実施及び有効活用
5	原子力防災対策等基金	積立基金	H14	総務部 財政課長	3,849	意見	・目的事業の速やかな実施及び有効活用 ・積立額の2%の原子力発電所立地地域振興基金への繰出しの取扱い
6	緊急経済雇用対策基金	積立基金	H14	総務部 財政課長	1,524	意見	・目的事業の速やかな実施及び有効活用
7	地域活性化及び生活対策基金	積立基金	H20	総務部 財政課長	9,332	意見	・目的事業の速やかな実施及び有効活用
8	高校生修学支援基金	積立基金	H21	総務部 私学・法人課長	170	特記事項なし	
9	土地取得基金	定額運用基金	S44	総務部 財産管理課長	6,321	指摘・意見	・特別会計への資金支出の長期滞留(指摘) ・基金の設定規模の検討(意見)
10	原子力発電所立地地域振興基金	定額運用基金	S63	総務部 市町村財政課長	6,355	意見	・原子力防災対策等基金からの積立額の取扱い
11	市町村振興基金	定額運用基金	S39	総務部 市町村財政課長	18,964	特記事項なし	
12	難視聴地域解消基金	定額運用基金	S44	企画調整部 企画調整課長	150	意見	・基金の利用促進
13	発電用施設周辺地域振興基金	積立基金	S56	企画調整部 企画調整課長	3,136	意見	・目的事業の速やかな実施及び有効活用
14	県民活動支援基金	積立基金	H22	企画調整部 文化振興課長	159	特記事項なし	
15	企業立地資金貸付基金	定額運用基金	S57	商工労働部 商工総務課長	4,408	意見	・基金の利用促進
16	ふるさと雇用再生特別基金	積立基金	H20	商工労働部 商工総務課長	2,258	指摘・意見	・出納整理期間中の資金移動(指摘) ・基金台帳,基金現況報告書等の記載方法(意見)
17	緊急雇用創出基金	積立基金	H20	商工労働部 商工総務課長	9,722	指摘・意見	・出納整理期間中の資金移動(指摘) ・基金台帳,基金現況報告書等の記載方法(意見)
18	美術品等取得基金	定額運用基金	S54	教育庁 財務課長	724	指摘	・美術品等の現物資産の買戻し
19	高等学校等奨学資金貸与基金	積立基金	H18	教育庁 財務課長	715	特記事項なし	
監査対象基金合計					120,940		

(注) 単位未満の金額は切り捨てて記載している。